

熊本県公報

号外 第47号
平成17年10月1日(土)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 氷川町の字の名称の変更……………(市町村総室) 1
 - 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の変更……………(警察本部地域課) 1
 - 公立小学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部を改正する訓令(学校人事課) 2

告 示

熊本県告示第1153号

氷川町を設置したことに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、平成17年10月1日から氷川町の区域内において、次のとおり字の名称を変更する旨氷川町長職務執行者から届出があった。

平成17年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の字	区 域	変更後の字
大字網道	旧竜北町大字網道の区域	網道
大字大野	旧竜北町大字大野の区域	大野
大字鹿島	旧竜北町大字鹿島の区域	鹿島
大字鹿野	旧竜北町大字鹿野の区域	鹿野
大字河原	旧竜北町大字河原の区域	河原
大字島地	旧竜北町大字島地の区域	島地
大字新田	旧竜北町大字新田の区域	新田
大字高塚	旧竜北町大字高塚の区域	高塚
大字野津	旧竜北町大字野津の区域	野津
大字吉本	旧竜北町大字吉本の区域	吉本
大字若洲	旧竜北町大字若洲の区域	若洲
大字有佐	旧宮原町大字有佐の区域	有佐
大字今	旧宮原町大字今の区域	今
大字椿	旧宮原町大字椿の区域	椿
大字立神	旧宮原町大字立神の区域	立神
大字中島	旧宮原町大字中島の区域	中島
大字早尾	旧宮原町大字早尾の区域	早尾
大字宮原町	旧宮原町大字宮原町の区域	宮原栄久
大字宮原村	旧宮原町大字宮原村の区域	宮原

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第32号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年10月1日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1 の表宮原警察署の項を次のように改める。

氷川警察署	管轄署 所在地	八代郡 氷川町 宮原	氷川町有佐、今、椿、立神、中島、早尾、宮原栄久、宮原
	鏡 交番	八代市 鏡町内田	八代市鏡町下有佐、鏡町有佐、鏡町中島、鏡町下村、鏡町上鏡、鏡町鏡村、鏡町内田、鏡町鏡、鏡町芝口、鏡町野崎、鏡町宝出、鏡町両出、鏡町貝洲、鏡町塩浜、鏡町北新地
	大野 駐在所	八代郡 氷川町 大野	氷川町大野、河原、新田、高塚、野津、吉本
	鹿島 駐在所	同 同 鹿島	氷川町網道、鹿島、鹿野、島地、若洲
	東陽 駐在所	八代市 東陽町南	八代市東陽町北、東陽町南、東陽町小浦、東陽町河俣
	泉 駐在所	同 泉町柿迫	八代市泉町下岳、泉町柿迫、泉町栗木、泉町久連子、泉町椎原、泉町仁田尾、泉町葉木、泉町樺木

熊本県教育委員会訓令第12号

本庁各課
各地方機関

公立小学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年10月1日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

公立小学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部を改正する訓令

公立小学校に勤務する県費負担教職員記章規程（平成16年熊本県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「公立小学校」を「公立小中学校」に改める。

第1条中「公立小学校」を「公立小中学校」に、「児童」を「児童生徒」に改める。

第4条第2項中「小学校」を「小中学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。